

秋田県告示第381号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、次のとおり委任構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第4項の規定に基づき、告示する。

平成27年9月4日

秋田県知事 佐竹敬久

1 委任構造計算適合性判定機関の名称

株式会社 建築構造センター

2 変更の内容

委任構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所について、次の事務所を追加する。

名称	所在地
長野事務所	長野県長野市南県町1082番地 KOYO南県町ビル5階

3 変更しようとする年月日

平成27年9月5日